

【アメリカ】カリフォルニア州憲法同性婚禁止条項に関する違憲訴訟

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2008年11月にイニシアティブにより成立した同性婚禁止を内容とするカリフォルニア州憲法修正を合衆国憲法違反であるとした、2010年8月の連邦地方裁判所判決に対し、被告の州側は控訴を断念した。しかし、これは同性婚に関し、初めての連邦最高裁判所判決が出される可能性の高い訴訟であったため、同性婚反対派は利害関係者として、被告の立場での当該訴訟への参加を求めた。連邦控訴裁判所は、同州法上、訴訟参加資格を有する者につき、州最高裁判所に勧告的判断を求め、2011年11月17日、州最高裁は、当該イニシアティブを発案した者が資格を有すると判断した。これにより、連邦控訴で、当該訴訟の継続が決定した。

カリフォルニア州における同性婚容認及び反対の経緯

カリフォルニア州では、同性婚の合法化を求める動きが活発であった。同性婚推進派は、同性婚を容認する制定法の成立又は裁判所の判決により、その合法化を追求する一方、反対派は州法及び州憲法により婚姻を異性間に限定する規定を、主としてイニシアティブ（直接投票がなされる州民提案）によって設けることにより、同性婚の法による禁止を目指してきた。ひとたび同性婚禁止の立法がなされると、次は、その合憲性についての訴訟が提起される（注1）。同州ではこのような事態が繰り返され、決着がつかないまま、今日に至っている（注2）。

2000年に州法上の婚姻を異性間に限定する内容のイニシアティブ「プロポジション22」が成立し、州家族法典が改正された。しかし、2008年5月、州最高裁判所が、婚姻が州憲法の定める基本的人権である以上、婚姻を異性間に限定するには、それによりやむにやまれぬ権益を達成する必要があることの立証責任を州が負うべきであるという「厳格な審査」基準を適用し、「プロポジション22」を違憲と判断した（注3）。

その後、州において有効と認められる婚姻は男女間のものに限定する内容の条文を、州憲法に追加する憲法修正イニシアティブ「プロポジション8」が提案され、2008年11月、州民投票の結果、僅差で成立した。この「プロポジション8」の有効性を問題とする訴えが、州裁判所に対し、同性婚推進派から起こされたが、2009年5月26日付で、州最高裁は、「プロポジション8」の有効性自体は認める判決を下した（注4）。

州の同性婚禁止規定の合衆国憲法上の違憲性

次に、同性婚推進派は、連邦地方裁判所に対し、「プロポジション8」が合衆国憲法に違反するとして訴訟を提起した。2010年8月、連邦地裁は「プロポジション8」は、州におけるデュー・プロセス及び法の下での平等を定めた合衆国憲法第14修正に違反するとの判決を下した（注5）。

被告であった州知事側のブラウン州法務長官（当時、2011年1月から州知事に就任、現職。）は、第一審判決を受け入れ、控訴を行わなかった。そこで、「プロポジション8」

のイニシアティブ提案者団体ほか、いくつかの民間団体が被告の立場として訴訟参加（当事者でなかった者が自己の利益を守るため、他者間の訴訟に共同原告又は共同被告として加わること）を連邦控訴裁判所に対して求めた。連邦控訴裁は、訴訟参加の問題について州最高裁に対し、カリフォルニア州法上、同性婚を法的に禁止することが合衆国憲法上の権利を侵害しているか否かという請求の実体としての争点に対し、訴訟参加が認められる権利を有するのは誰かという判断を求めた。

2011年11月17日、州最高裁は、州知事及び州法務長官が「プロポジション8」の防御を行わない現状においては、イニシアティブ提案者が州の民意を代表しているとして、自身が提案し、成立させた同性婚禁止規定を覆す判決に対する異議申立てのための法的立場を有し、訴訟参加が認められるとの判断を下した。これにより、州憲法修正条項の合衆国憲法における合憲性を問う訴訟は、継続されることが確実に became。

州最高裁判所の勧告的判断の意義

ブラウン州法務長官は、「プロポジション8」が合衆国憲法に違反しているという見解を変えず、州が訴訟を継続しないことを断言し続けていた。一方、シュワルツェネッガー州知事（当時）は、この裁判の重要性に鑑み、訴訟参加による控訴の動きを支援すると述べた。しかし、州知事（当時）は、訴訟の論点に対する自身の立場については一切表明しなかった。州法務長官や州知事のこのような態度や、イニシアティブ提案者が当該プロポジションの合憲性を問う訴訟の当事者となりうると判断された法的な根拠、訴訟が今後、州側の関与が一切なく進行することになるという状態の特殊性等、今回の州最高裁による勧告的判断に関連して、注目すべき点が多い。

しかし、その中でも、州における同性婚を実質的に禁止する州憲法の条項について、合衆国憲法上の合憲性を問う裁判の継続を決定づけたという点において、今回の州最高裁の判断は、意義を有しているといえる。この訴訟は、連邦最高裁判所まで上訴されることが確実と見られており、連邦最高裁において同性婚禁止の合憲性が判断される最初の訴訟となることが予想されるためである。その判決が出た場合には、各州における同性婚に関する立法動向に与える影響は、多大なものとなる。

注(インターネット情報は2011年12月16日現在である。)

- (1) 各州の同性婚法制定の動向は、井樋三枝子「アメリカの州における同性婚法制定の動向」『外国の立法』250, 2011.12, pp.5-25.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02500002.pdf>>
- (2) これらの経緯は、井樋三枝子「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁同性婚容認」『外国の立法』236-1, 2008.7, pp.2-3.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23601/02360101.pdf>>; 同「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁の同性婚非合法化判決」『外国の立法』240-1, 2009.7, p.5.<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/24001/02400103.pdf>>
- (3) *In re Marriage Cases* (2008) 43 Cal.4th 757, 76 Cal.Rptr.3d 683, 183 P.3d 384.
- (4) *Strauss v. Horton* (2009) 46 Cal.4th 364, 93 Cal.Rptr.3d 591, 207 P.3d 48.
- (5) *Perry V. Schwarzenegger*, 704 F.Supp.2d 921(N.D.Cal.2010).